

【資料の必要項目及びページ数】

最大ページ数内で必要項目の内容が含まれるように資料をご準備ください。

	業績の種類 評価対象となった項目について、各1点の資料を提出	必要項目と注意 *業績の種類ごとではなく、学位論文など1点の業績の資料の最大ページ数です。最大ページ数を厳守のこと！	最大ページ数
1	学位論文その他研究論文	<p>【学位論文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者名 論文内容の概要 論文タイトル <p>*理工系研究科は、学位論文は完成していても、申請時に論文タイトル、内容の概要が提出できれば業績として審査対象とします。</p> <p>【その他の研究論文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者名（著者名） 論文内容の概要 論文タイトル 学術雑誌等名及び発行日 <p>【学会での発表】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者名（発表者名） 主催者名 題目 発表日 会議名 表彰、受賞等 <p>【論文及び学会での発表により受賞または表彰による機構以外の給付奨学金の獲得や外部資金の獲得】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者名 受賞、表彰内容及び日付 奨学金や外部資金の獲得情報 <p>【日本学術振興会の特別研究員に採用、または、民間財団等が公募している競争的資金を獲得することにより奨学金を辞退】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者名 日付 特別研究員採用または競争的資金獲得情報 ※特別研究員証明書または民間財団等が公募している競争的資金に係る証明書等 <p>※論文内容の概要が複数ページに渡る場合には、1ページ目のみ提出してください。</p>	4
2	大学院設置基準第16条第1項に定める特定の課題についての研究成果	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名 研究成果 <p>※研究成果の内容が複数ページに渡る場合には、最大ページ数（3ページ）以内で提出してください。</p>	3

3	大学院設置基準第 16 条の 2 に定める試験及び審査の結果	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名 試験及び審査の結果 ※試験及び審査の結果が複数ページに渡る場合には、最大ページ数（3 ページ）以内で提出してください。	3
4	著書、データベースその他の著作物 (第一号、及び第二号に掲げるものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名（著者名） 著書、データベース等タイトル 著書、データベースの概要 発行日 ※著書、データベースの概要が複数ページに渡る場合には、最大ページ数（3 ページ）以内で提出してください。	3
5	発明	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名（発明（考案）者名） 特許に関する項目 ※特許登録済、特許出願中、実用新案登録済及び実用新案出願中の区分がわかるもの。出願番号、出願日、特許番号、実用新案番号、登録日等の記載があるもの。団体での出願の場合は、申請者名が確認できるもの。	3
6	授業科目の成績	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名 各授業の成績の詳細 日付 *成績証明書または成績通知書を提出してください。	2
7	研究又は教育に係る補助業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名 業務内容及び実績 日付 ※業務内容及び実績が複数ページに渡る場合には、最大ページ数（3 ページ）以内で提出してください。	3
8	音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名 発表会名 日付 成績 ※専攻分野に関連した業績であることを確認してください。	3
9	スポーツの競技会における成績	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名 競技会名 日付 成績 ※専攻分野に関連した業績であることを確認してください。	3
10	ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名 活動内容及び実績 日付 ※申請者が参加されたことの確認が取れない資料(写真や新聞記事など)は不備となりますので申請者本人が参加されたことが分かる資料(参加者名簿など)の提出をお願いします。 ※活動内容及び実績が複数ページに渡る場合には、最大ページ数（3 ページ）以内で提出してください。	3
11	その他機構が定める業績	内定に関する証明書は不要です。	